

(別紙第2)

裁判員制度の概要について

1 裁判員制度は、20歳以上の国民（有権者）の中から無作為に選ばれた6人の裁判員が3人の裁判官とともに刑事裁判の審理に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、どのような刑にするかを判断する制度である。様々な経験を持った国民が刑事裁判に参加することにより、これまで以上に多角的で深みのある裁判になることが期待されている。

2 裁判員裁判を行う裁判所は、地方裁判所のすべての本庁（50か所）と一部の地方裁判所支部となっている。大阪では、大阪地裁本庁と堺支部で行うことになる。

裁判員制度の対象事件は、国民の関心の高い、一定の重大な犯罪に関する第一審刑事事件である。裁判員対象事件数は、大阪では平成18年で345件となっている。裁判員候補者になる試算については、大阪が全国で一番高く、0.24パーセントから0.49パーセントである。大阪の裁判員制度対象事件は平成18年で345件あり、仮に1事件について100人を候補者に割り当てるとすると、名簿に登載される人数は3万4500人（0.49パーセント）となる。大阪の有権者は706万9218人であるから、裁判員候補者として名簿に載る確立は、1年当たり、約205人に1人となる（706万9218人÷3万4500人）。

3 裁判員の職務は、大きく分けて、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べること、判決の宣告に立ち会うことの3つである。

審理は連続的に行うことを予定しており、約7割の事件が3日以内で終了すると見込まれている。

本日は裁判員の職務のうち、評議を体験いただきたいと考えている。評議では自由に意見を述べていただき、裁判官が評議を整理していく。全員一致で結論を導くことが大切であるが、どうしても意見がまとまらない場合は多数決で結論を

出すことになる。

なお、裁判官、検察官、弁護士といった法曹関係者や警察の方などは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」第15条により裁判員の職務に就くことができないとされているので、実際の制度に則して、該当される方は評議に参加せずに傍聴をお願いしたい。評議終了後には、全員で評議の感想や意見交換を予定している。